	百四十二　厚生労働大臣							百四十三　厚生労働大臣		百四十四　都道府県知事又は市町村長			
	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務で政令で定めるもの							臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律（平成七年法律第九十号）附則第三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十一条の登録に係る衛生検査技師名簿へのその登録に関する事務であつて政令で定めるもの		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務であつて政令で定めるもの			
	内閣総理大臣	厚生労働大臣	法務大臣	市町村長	地方公務員災害補償基金	内閣総理大臣	法務大臣	都道府県知事	市町村長	都道府県知事又は市町村長	都道府県知事等	厚生労働大臣又は日本年金機構	内閣総理大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百四十三条で定めるもの	労働者災害補償関係情報であつて第百四十四条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第百四十四条で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて第百四十四条で定めるもの	地方公務員災害補償関係情報であつて第百四十四条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百四十四条で定めるもの	戸籍関係情報であつて第百四十五条で定めるもの	障害者関係情報、児童福祉法による障害児入所支援に関する情報、障害者自立支援給付関係情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費支給認定に係る情報であつて第百四十六条で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、地方税関係情報、住民票関係情報、介護保険給付等関係情報又は障害者自立支援給付関係情報であつて第百四十六条で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付の支給に関する事務であつて政令で定めるもの	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて政令で定めるもの	国民年金法その他の法令による給付の支給を行うこととされている者	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて第百四十六条で定めるもの	公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百四十六条で定めるもの
	百四十五　都道府県知事又は市町村長							百四十六　都道府県知事又は市町村長		百四十七　総務大臣			
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援給付の支給に関する事務であつて政令で定めるもの							障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する自立支援医療費、療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の支給に関する事務であつて政令で定めるもの		国会議員互助年金法を廃止する法律（平成十年法律第八十一号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法（昭和三十三年法律第百四十一号）による年金の支給に関する事務であつて政令で定めるもの			
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七条に規定する他の法令により行われる給付の支給であつて政令で定めるもの							石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族年金の支給に関する事務であつて第百五十条で定めるもの					
	厚生労働大臣又は日本年金機構		内閣総理大臣					厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等		内閣総理大臣			
	国民年金法による障害基礎年金の支給に関する情報であつて第百四十六条で定めるもの		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百四十六条で定めるもの					年金給付関係情報であつて第百四十九条で定めるもの		公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百四十九条で定めるもの			
	都道府県知事等			法務大臣	市町村長					内閣総理大臣			
	生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付関係情報であつて第百四十六条で定めるもの			戸籍関係情報であつて第百四十九条で定めるもの	地方税関係情報であつて第百四十九条で定めるもの					公的給付支給等口座登録簿関係情報であつて第百五十条で定めるもの			